

第十三条第一項中「（当該内国法人が連結親法人である場合には、当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）」を削り、「単体間適格合併又は連結内適格合併」を「適格合併」に、「の当該単体間適格合併」を「の当該適格合併」に改め、「又は当該連結内適格合併（法人税法第十条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）の日の前日の属する課税事業年度」を削り、「この項」を「この条」に、「」の第六条第一号又は第三号」を「」の第六条第一号」に、「被合併法人課税事業年度の第六条第一号又は第三号」を「被合併法人課税事業年度の同号」に改め、同条第二項を削る。

第十四条中「に第十二条」を「に前条」に、「前条」を「第十二条」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条第一項中「、第八十一条の十九」を削り、「係る課税事業年度」の下に「（当該法人が通算子法人である場合には、当該課税事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の課税事業年度）」を加え、「日から」を「日（以下この条において「六月経過日」という。）から」に改め、同項第一号を

次のように改める。

一 当該課税事業年度の前課税事業年度の地方法人税額（地方法人税確定申告書に記載すべき第十九条第一項第二号に掲げる金額（第十二条第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。次項第一号及び第五項において同じ。）で六月経過日の前日までに確定したものを当該前課税事業年度の月数で除し、これに当該課税事業年度開始の日から当該前日までの期間（次項第一号及び第三項において「中間期間」という。）の月数を乗じて計算した金額

第十六条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項の場合」を「前項の場合」に、「適格合併（連結内合併及び）」を「次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併（」に改め、「次の各号に掲げる期間内にその適格合併をしたもので」を削り、「第一項の課税事業年度」を「当該課税事業年度」に、「同項第一号」を「前項第一号」に改め、「前二項及び次項」を削り、「これら」を「同号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該課税事業年度の前課税事業年度 当該法人の当該課税事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した当該適格合併に係る被合併法人の各課税事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）

の地方法人税額（第十二条第十一項において準用する同条第八項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。第五項において同じ。）で六月経過日の前日までに確定したもののうち最も新しい課税事業年度に係るもの（次号及び次項において「被合併法人確定地方法人税額」という。）をその計算の基礎となつた当該被合併法人の課税事業年度の月数で除し、これに当該法人の当該前課税事業年度の月数のうちに占める当該前課税事業年度開始の日から当該適格合併の日の前日までの期間の月数の割合に中間期間の月数を乗じた数を乗じて計算した金額

第十六条第四項第二号中「同日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に、「被合併法人確定地方法人税額等」を「被合併法人確定地方法人税額」に、「当該六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「被合併法人確定地方法人税額等」を「被合併法人確定地方法人税額」に、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、「（連結親法人にあつては、当該合計額と同号口に定める金額とを合計した金額）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項中「又は同号口(1)に規定する連結開始前課税事業年度」を削り、「同条第五項」を「同条第四項」に、「これらの課税事業年度」を「当

該前課税事業年度」に、「第一項の課税事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項第一号中「第六条第四号」を「第六条第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項を削る。

第十七条第一項中「前条第一項各号列記以外の部分」を「前条第一項」に、「法人で」を「法人又は通算法人で」に改め、「第八十一条の二十第一項」を削り、「次条」を「第十八条」に改め、同項第一号中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同条第二項中「第八十一条の二十第一項」及び「同法第八十一条の三十一第五項において準用する同条第一項」を削り、同条第三項中「第十二条第六項及び第十二条の二第五項」を「第十二条第五項及び第九項中「第十九条第一項の規定による申告書」とあり、並びに同条第十三項及び第十二条の二第四項」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の法人が通算子法人である場合における同項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項第一号に規定する期間は、同号の課税事業年度開始の日から前条第一項に規定する六月経過

日の前日までの期間とする。

二 第二項中「これらの規定」とあるのは、「同法第七十二条第五項第一号」とする。

第十七条の次に次の一条を加える。

(通算法人の災害等による地方法人税中間申告書の提出期限の延長)

第十七条の二 国税通則法第十一条の規定により通算法人の第十六条第一項の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、政令で定めるところにより、他の通算法人についても、同法第十一条の規定により同項の規定による申告書の提出期限が延長されたものとみなす。

第十八条中「前条第一項各号」を「第十七条第一項各号」に改める。

第十九条に見出しとして「(確定申告)」を付し、同条第一項中「から第三号までに掲げる」を「又は第二号に掲げる」に改め、同項第一号中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十二条の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる地方法人税の額の計算上控除しきれな

かつた金額

第十九条第四項を削り、同条第五項中「又は連結所得」を削り、「」若しくは」を「」又は」に改め、「又は第八十一条の二十三若しくは第八十一条の二十四」、「第八十一条の二十二第二項」及び「（以下この項において「法人税申告書」という。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、当該申告書に係る課税事業年度の地方法人税については、同法第七十五条第七項の規定又は同法第七十五条の二第八項若しくは第十項において準用する同法第七十五条第七項の規定を準用する。

第十九条第五項各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「法人（第六条第四号）」を「法人（第六条第三号）」に改め、同項第一号中「第六条第四号」を「第六条第三号」に改め、同項第三号中「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十九条の三中「第七十五条の四第一項」を「第七十五条の五第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の承認」を削り、「これらの承認」を「当該承認」に、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、第四章第二節の二中同条を第十九条の四とする。

第十九条の二第二項中「第十項」を「第六項」に、「前条（第六項）」を「第十九条（第五項）」に改め、「又は第三号」を削り、同条第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「相互会社」の下に「（前号に掲げる法人を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 通算法人（前号に掲げる法人を除く。）

第十九条の二第六項を削り、同条を第十九条の三とする。

第四章第二節に次の一条を加える。

（通算法人の災害等による地方法人税確定申告書の提出期限の延長）

第十九条の二 国税通則法第十一条の規定により通算法人の前条第一項の規定による申告書の提出期限が延長された場合には、政令で定めるところにより、他の通算法人についても、同法第十一条の規定により同項の規定による申告書の提出期限が延長されたものとみなす。

第二十条第二項中「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に改める。

第二十一条第一項中「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同条第二項中「第十九条第六項」を「第

十九条第五項」に改める。

第二十二條第一項中「第十九條第一項第四号」を「第十九條第一項第五号」に改め、同條第四項中「課税事業年度の」の下に「第六條第一号又は第二号に定める基準法人税額に対する」を加える。

第二十二條を第二十二條の二とし、第四章第四節中同條の前に次の一條を加える。

（外国税額の還付）

第二十二條 地方法人税確定申告書の提出があつた場合において、当該地方法人税確定申告書に第十九條第一項第三号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該地方法人税確定申告書を提出した内国法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八條第一項の期間は、前項の地方法人税確定申告書の提出期限（当該地方法人税確定申告書が期限後申告書である場合には、当該地方法人税確定申告書を提出した日）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

3 第一項の規定による還付金を同項の地方法人税確定申告書に係る課税事業年度の第六条第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の地方法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の還付の手続、同項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条第一項中「第八十条第六項（同法第八十一条の三十一第六項において準用する場合を含む。）」を「第八十条第九項」に、「第八十条第七項（同法第八十一条の三十一第六項又は）」を「第八十条第十項（同法）」に改め、「同法第八十一条の三十一第一項に規定する還付所得連結事業年度」を削り、「から第三号まで」を「又は第二号」に、「第十二条」を「第十二条第一項、第二項若しくは第七項」に、「当該金額を加算した金額」を「当該金額を加算した金額とし、第十二条第八項の規定により加算された金額がある場合には当該金額を控除した金額」に、「第八十条第七項の」を「第八十条第十項の」に改め、同項ただし書中「同法第八十一条の三十一第一項に規定する欠損連結事業年度」を削り、

同条第二項中「第八十条第七項」を「第八十条第十項」に、「同条第八項（同法第八十一条の三十一第六項又は）を「同条第十一項（同法）」に改める。

第二十四条中「第八十条の二」を「第八十二条」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「第三号」を「第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第一号中「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に記載すべき同法第八十一条の二十二第一項第一号から第五号までに掲げる金額」を削り、同条第二号中「第四号」を「第五号」に改める。

第二十五条第一項中「又は第三号」を削る。

第二十六条第二項中「第七十条第四項」を「第七十条第五項」に、「第一項又は前項」を「又は前二項」に、「第一項若しくは前項」を「若しくは前二項」に、「前二項」を「又は第三項」に、「前二項又は」を「若しくは第三項又は」に、「が前条」を「日が前条」に、「前条」を「同条」に、「前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号口中「前条」とあるのは「前条又は地方法人税法第二十六条第一項」に改める。

第二十七条第一項中「又は同法第二百二十一条第一項の承認を受けていない法人が同法第二条第十六号に

規定する連結申告法人に該当する場合」を削り、「これらの」を「その」に、「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に、「第十九条第六項」を「第十九条第五項」に改め、同条第二項中「又は同法第二百二十七条第二項」及び「又は同条第二項に規定する事業年度」を削り、「次項」を「第五項」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 通算法人が法人税法第二百二十七条第一項の規定により同法第二百二十一条第一項の承認を取り消された場合には、その承認の取消しについては、前項の規定は、適用しない。

4 通算法人であつた法人に係る第二項の規定の適用については、同項中「事業年度」とあるのは、「事業年度（当該事業年度が同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日がその法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）の属する事業年度（以下この項において「失効事業年度」という。）前の事業年度である場合には、当該失効事業年度）」とする。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（更正等による外国税額の還付）

第二十七条の二 内国法人の提出した地方法人税確定申告書に係る地方法人税につき更正（当該地方法人税についての更正の請求（国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。次項において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第十九条第一項第三号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

3 第一項の規定による還付金を同項の地方法人税確定申告書に係る課税事業年度の第六条第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の地方法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第一項及び第二項中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第五号」に改め、同条第五項中「から第三号まで」を「又は第二号」に改める。

第二十九条第一項中「又は第三号」及び「（当該内国法人が連結親法人である場合には、その事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人。以下この項において同じ。）」を削り、「単体間適格合併（第十三条第二項に規定する単体間適格合併をいう。以下第三項までにおいて同じ。）又は連結内適格合併（同条第二項に規定する連結内適格合併をいう。以下第三項までにおいて同じ。）」及び「単体間適格合併又は連結内適格合併」を「適格合併」に改め、同条第二項中「単体間適格合併又は連結内適

格合併」を「適格合併」に改め、同条第三項中「が単体間適格合併又は連結内適格合併」を「が適格合併」に、「当該単体間適格合併又は連結内適格合併」を「当該適格合併」に改め、「とし、当該内国法人が連結親法人である場合には同項の事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人（当該連結法人が連結内適格合併により解散をした場合には、当該連結内適格合併に係る合併法人）とする」を削り、「単体間適格合併に係る」を「適格合併に係る」に、「単体間適格合併の」を「適格合併の」に改め、「（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人）」を削り、同項第一号中「（連結法人の残余財産を除く。）」を削り、同項第二号中「による解散（連結法人の解散及び単体間適格合併による解散を除く。）」を「（適格合併を除く。）」による解散」に改め、同項第三号中「（連結法人の解散を除く。）」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「（連結法人を除く。）」を削り、同号を同項第四号とし、同条第四項中「（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人。第六項及び第七項において同じ。）」を削り、同条第九項中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第五号」に改める。

第三十条中「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に、「第十九条第六項」を「第十九条第五項」に

改める。

第三十条を第三十条の二とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

第三十条 通算親法人が、他の通算法人の第十九条の三第一項に規定する地方法人税の申告に関する事項の処理として、同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項を、財務省令で定めるところにより、同項に規定する方法により提供した場合には、当該他の通算法人は、当該申告書記載事項又は添付書類記載事項を同項に定めるところにより提供したものとみなす。

2 前項の場合において、同項の通算親法人が同項に規定する事項の処理に際し財務省令で定めるところにより当該通算親法人の名称を明らかにする措置を講じたときは、同項の他の通算法人は、同項の地方法人税の申告について第十九条の三第五項に規定する措置を講じたものとみなす。

第三十一条第一項中「第八十一条の二十八」を「第一百五十二条第一項及び第二項」に、「連結子法人」を「通算法人」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「連結親法人に」を「他の通算法人に」に改め、「当該連結親法人の」を削り、「第六条第三号」を「第六条第一号」に改め、同条第二項

中「第百五十二条の」を「第百五十二条第三項及び第四項の」に、「第四条の八第二項」を「第四条の四第二項」に、「第百五十二条第一項」を「第百五十二条第三項」に改める。

第三十三条第一項中「第十九条第六項第二号」を「第十九条第五項第二号」に、「連結親法人」を「通算法人」に、「連結子法人」を「他の通算法人」に改め、同条第三項中「第六項の」を「第五項の」に、「第十九条第六項第二号」を「第十九条第五項第二号」に改める。

第三十四条中「第六項」を「第五項」に改める。

第三十六条中「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に改める。

(相続税法の一部改正)

第五条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「この項及び第三項」を「この項及び第四項」に、「が前条」を「日が前条」に、

「第三項まで」を「第四項まで」に、「前条」とあるのは「」を「同条」とあるのは「」に改め、同

項第三号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「」とあるのは、「（国税の更正、決定等の期間制限）」とあるのは「に、」とする」を「と、」第七十条第三項とあるのは「同法第三十六

条第二項」とする」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「贈与税の」の下に「第二十八条第一項又は第二項の規定による」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「又は一部」を「若しくは一部」に改め、「（定義）」を削り、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により賦課決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた国税通則法第二十六条号（定義）に規定する納税申告書の提出に伴い贈与税に係る無申告加算税（同法第六十六条第六項（無申告加算税）の規定の適用があるものに限る。）についてする賦課決定は、第一項の規定にかかわらず、当該納税申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができる。この場合において、同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「同条第四項」とあり、及び「第七十条第四項」とあるのは、「相続税法第三十六条第三項（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）」とする。

第六十四条第四項中「現物分配又は」を「現物分配若しくは」に改め、同条第五項第一号中「第四条の六」を「第四条の二」に改め、同項第二号中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

(消費税法の一部改正)

第六条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「製造（以下この項」の下に「及び次項」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「その他同項」を「その他前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業者が、高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物又は他の者との契約に基づき、若しくは当該事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産（当該事業者が相続、合併又は分割により被相続人、被合併法人又は分割法人の事業を承継した場合において、当該被相続人、被合併法人又は分割法人が自ら建設等をしたものを含み、当該棚卸資産の建設等に要した政令で定める費用の額が政令で定める金額以上となつたものに限る。以下この項において「調整対象自己建設高額資産」という。）について第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定の適用を受けた課税期間の翌課税期間からこれらの規定の適用を受けた課税期間（これらの規定に規定する場合に該当することとなつた日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあつては、当該建設等が完

了した日の属する課税期間）の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項若しくは前項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第十八条の見出し中「小規模事業者」を「小規模事業者等」に改め、同条第一項中「第六十七条（小規模事業者）」を「第六十七条第一項又は第二項（小規模事業者等）」に改める。

第三十条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 第一項の規定は、事業者が国内において行う別表第一第十三号に掲げる住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）以外の建物（第十二条の四第一項に規定する高額特定資産又は同条第二項に規定する調整対象自己建設高額資産に該当するものに限

る。第三十五条の二において「居住用賃貸建物」という。）に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整）

第三十五条の二 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について第三十条第十項の規定の適用を受けた場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。）が第三年度の課税期間の末日において当該居住用賃貸建物を有しており、かつ、当該居住用賃貸建物の全部又は一部を当該居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間（次項及び第三項において「調整期間」という。）に別表第一第十号に掲げる住宅の貸付け以外の貸付けの用（第三項において「課税賃貸用」という。）に供したとき